

申請についてのご注意

有効期間内の申請（切替申請）

- 次の方は新しいパスポートに切り替えることができます。
ただし、残存有効期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります。
- ①有効期間が残り1年未満となった方
- ②査証欄の余白がなくなった方
- ③結婚などで旅券面の記載事項に変更があった方
- ※②及び③の方については現在の旅券と有効期間が同一の旅券(残存有効期間同一旅券)を申請することもできます。

代理提出

- 申請書は、申請者に代わって代理の方が提出できます。
ただし、パスポートの受け取りは必ず本人がお越しください。
- 申請には1ページの①～⑤の書類が必要です。
- ※申請書の以下の欄は必ず申請者本人が記入してください。
 - ・表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」
 - ・裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄
- 申請者本人の本人確認書類のほか、代理人についても本人確認書類が1点必要です。
- ※お持ちのパスポートを紛失、焼失、損傷した方、居所申請（一時帰国含む）の方、刑罰関係等に該当する方は代理提出できません。

未成年者（申請日に18歳未満の方）の申請

- 有効期間が5年用のみ申請できます。
- 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父または母）もしくは後見人の署名が必要です。
- ※親権者が遠隔地に在住等の場合は、親権者の署名がある「同意書」の提出でも差し支えありません。

居所（住民登録地以外）の申請

- 次の方は住民登録が阿賀野市以外であっても阿賀野市で申請できる場合があります。住民票や居所を確認できる書類が必要になりますので事前にお問い合わせください。
ただし、代理提出はできません。
- ・住民登録が阿賀野市外にあり、就学・長期出張・単身赴任などにより阿賀野市内に居住している方
- ・船員、一時帰国者
- ※居所での居住の理由が就労・就学の場合のみ、電子申請が可能です。

非ヘボン式ローマ字表記の希望者

- 外国人との婚姻等の場合で、氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、表記の確認に必要な書類を提出していただく必要がありますので、事前にお問い合わせください。

刑罰等関係の該当者

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、県の旅券窓口での申請となります。事前に県の旅券窓口へお問い合わせください。

その他

- 《ご注意》旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。
(交付前の確認はできません)

市の旅券窓口と受付時間

旅券窓口

- 阿賀野市役所 市民生活課
阿賀野市岡山町 10 番 15 号 0250（62）2510

受付（申請・受取）時間

- ◆月曜日～金曜日 8：30～17：00
土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。
受取のみ夜間役所（第1・第3水曜日 8:30～19:00）でも可能です。

申請から受取までの日数

- 申請日から約2週間後（年末年始等を除く）。
※補正に要した日数を除く。

旅券の受取について

- 受け取りは必ず本人が、申請した窓口においでください。
- 申請日から6か月以内に必ずお受け取りください。
- ※受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

旅券発給手数料（新規・切替・残存有効期間同一）

区 分	手 数 料		内 訳		
			国手数料	新潟県手数料	
			収入印紙	キャッシュレス決済・納付書	
	電子申請	窓口申請	電子・窓口とも	電子申請	窓口申請
10年	15,900円	16,300円	14,000円	1,900円	2,300円
5年	12才以上	10,900円	11,300円	9,000円	1,900円 2,300円
	12才未満	5,900円	6,300円	4,000円	1,900円 2,300円
残存有効期間同一	5,900円	6,300円	4,000円	1,900円	2,300円

- ※年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数料は、12歳の誕生日の前々日まで申請された方となります。
- ※新潟県手数料は①キャッシュレス決済（窓口でクレジットカード、電子マネー、コード決済）又は②納付書による金融機関での納付となります。

県の旅券窓口お問い合わせ先

- 新潟県パスポートセンター 025（290）6670
- ◆受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
(受取は17：00まで)
- 土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

旅券（パスポート）申請のご案内

2025.3.24
阿賀野市

申請は、電子申請または窓口申請のいずれかの方法となります。

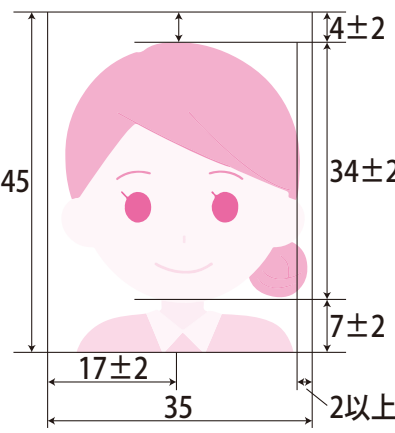
【電子申請】

- 署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードを使って、マイナポータルからオンラインで申請し、住民登録のある市町村窓口で旅券の交付を受けます。
- ※電子申請は、補正に時間がかかる場合があるため、お急ぎの場合は、窓口申請をご利用ください。

【窓口申請】

- 住民登録のある市町村窓口で紙の申請書を提出し、同じ窓口で旅券の交付を受けます。
- ※有効旅券を紛失、焼失、損傷した場合は、旅券窓口にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】（旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については4ページをご覧ください。）

①一般旅券発給申請書 1通 ※折り曲げ厳禁	・申請書は「5年用」「10年用」「残存有効期間同一用」があります。 ・18歳未満(申請日現在)の方は、5年用のみ申請できます。 ・氏名や本籍（都道府県名）などに変更があった方、査証欄の余白がなくなった方で、現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一用をお使いください。
②戸籍謄本 (全部事項証明書) (発行の日から6か月以内のもの) 1通	・有効期間内の旅券を切り替える場合で氏名・本籍（都道府県名）に変更のない方は省略できます。 ・電子申請では戸籍とデータ連携されるため、紙での提出は不要です。 ・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本は1通とすることができます。
③写 真 1枚 (6か月以内に撮影されたもの) (単位：mm)  ※写真は貼らずに裏面下方に氏名を記入のうえ、お持ちください。	〈写真の規格〉 ・たて45mmよこ35mm(頭頂からあごまで34mm±2mm、左右の余白2mm以上) ・本人が無帽で正面を向き、ふちなし、背景は模様や影がなく、グラデーションでないもの。 〈旅券用写真としてふさわしくないもの〉 ・不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真。 ・左右反転や加工してある写真。 ・顔が横を向いている、左右に傾いている写真。 ・サングラスやマスクをつけている写真。 ・幅広いヘアバンドや大きな装飾品等で頭部や目、耳、鼻、唇等が隠れている写真。 ・長い前髪や影により目や顔の輪郭が隠れる写真。 ・眼鏡のフレームやレンズの光の反射が目にかかっている写真。 ・フラッシュ等により瞳が赤く写ったり、反射で瞳の形が分からない写真。 ・カラーコンタクトレンズ等を使用し、瞳の色や大きさが実際と異なる写真。 ・頭髮や服が背景と同系色で輪郭が見分けにくい写真。 ・泣いたり、笑ったりして、表情が平常と著しく異なる写真。 ※詳しい写真の規格は、外務省ホームページの「パスポートの申請用写真の規格」を参照。  外務省パスポートの写真HP
④本人確認の書類 有効な原本（コピーは不可） ※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致している必要があります。 代理人が提出する場合、「本人確認書類」は申請者本人分と代理人分のそれぞれが必要です。 (代理人は右のうち1点で可)	①次のものは、いずれか 1点 日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む)、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁等の身分証明書(写真のあるもの) ②次のものは、いずれか 2点(イ+ロ)または(イ+イ) イ 各種資格確認書(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療、船員保険等)、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書等、介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印 ロ 次のうち写真が貼ってあるもの 学生証(中学生の生徒手帳は写真なしでも可)、会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書、失効旅券(本人が確認できるもの) ※小学生以下の場合「各種資格確認書+母子健康手帳」
⑤前回取得した旅券	・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提示がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。
◎その他	・阿賀野市に住民登録のない方が阿賀野市で居所申請する場合は、住民票の写し及び居所を確認できる書類等が必要となります。事前に旅券窓口へお問い合わせください。